

### 3 基本ルール関係

#### ア 規制に関する手続の見直し

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
規制影響分析（R I A）の幅広い実施（各府省庁）	a 各府省庁は、規制影響分析（R I A）の義務付け後においても、分析の質的向上に努めるとともに、引き続き、意見公募手続において、義務付けの対象となっていない規制を含め可能な限り当該案に係るR I Aを付し規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた取組を進める。	重点・横断（1） イ〔計画・基本ア a〕	逐次実施		
（総務省）	b 総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。	重点・横断（1） イ〔計画・基本ア b〕	継続的に実施		
（総務省）	c 総務省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正政令の施行後、その実施状況や諸外国の制度の現状等を踏まえ、将来の義務付け対象範囲の拡大を視野に入れつつ、更なる規制制定過程の客観性と透明性の向上に向けた検討を進める。	重点・横断（1） ア〔計画・基本ア c〕		継続的に実施	
（総務省）	d R I Aの実施に当たっては、評価手法等R I Aの実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。 R I Aの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。 したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したR I Aを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。	重点・横断（1） ウ	措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
「日本版ノーアクションレター制度」についての検討 (総務省)	a ルールの事前の明確化に対する民間企業等の具体的要望も踏まえつつ、例えば法令適用事前確認手続の対象拡充も含め、「日本版ノーアクションレター制度」の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 また、ノーアクションレター制度の更なる充実を図る観点から、ノーアクションレター制度の対象拡充がなされた後、その施行状況及び制度の活用状況についてフォローアップを行い、更なる改善点について検討する。	重点・基本(1)	適宜実施		
(各府省庁)	b 各府省庁は、法令適用事前確認手続に関して、ルールの適用に関する予見可能性を一層高める観点から、民間企業等の要望の多い法令について、ノーアクションレター制度の対象とするよう努める。加えて、具体的な手続内容や同手続を利用した民間事業者の実例等を例えばポスター、リーフレット等を用いて広く分かりやすく紹介する、所管する事業者団体を通じて事業者への浸透を図る等、制度の更なる周知徹底を図る。		措置		
行政処分・行政指導の適正化 (総務省)	a 行政処分については、国民の権利利益の救済を図るため、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため、制度の改善点を明確にするとともに、必要な措置を講ずる。	重点・基本ア〔計画・基本アb〕	平成19年度検討・結論、以後速やかに措置		
(総務省)	b 行政指導についても、書面交付制度の在り方等についての利用者からの意見についての実態調査の結果も踏まえつつ、国民の権利利益の保護を図るため、行政指導について国民・事業者が不服を申し出られるような手続を行政手続法に規定すること等について検討する。		平成19年度検討・結論、以後速やかに措置		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
規制の見直し基準の策定 (内閣府)	<p>規制改革会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準（以下「見直し基準」という。）を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。</p> <p>a 見直し基準の性格            参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。</p> <p>b 見直し基準の策定の視点            見直し基準の策定は、次の視点に立って行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。</li> <li>・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。</li> <li>・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。</li> <li>・ 手続きが簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。</li> <li>・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。</li> <li>・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。</li> </ul> <p>上記のほか、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）に示された視点に立つ。</p>	計画・基本ア	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>c 見直し基準の策定の手順</p> <p>我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。</p> <p>d 具体的な措置</p> <p>上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準（廃止、法令化等の基準）、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準（廃止等の基準）が考えられる。</p> <p>これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革会議及び前身の規制改革・民間開放推進会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項（集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。）の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。</p>				

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
見直し基準による見直しの推進 (内閣府) (各府省庁)	<p>a 規制改革会議及び各府省庁は、一定期間が経過した規制の見直しを推進するため、別記(1)の一定期間経過後見直し基準にしたがい見直しを推進する。このため、以下の必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 平成18年度において、各府省庁は、「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」(平成18年3月31日基準)の作成に取り組み、各府省庁のホームページにおいて公表を行った。この一覧は、各府省庁が所管する法律のうち、各府省庁において規制にかかわると判断した法律(その趣旨・目的等に照らして一定期間経過後見直し基準による見直しを適当としないものは除く)について、「次回の見直し年度」及び「見直しの周期」を記載したものである。各府省庁は、この一覧において設定された「次回の見直し年度」を踏まえ、平成19年度以降、一定期間経過後見直し基準に基づき、所管する法律の見直しを進める。また、法律本体の見直しと併せて、これに関連する法規命令、通知・通達等の見直しを進める。</p> <p>イ 見直し推進機関は、法律が規制にかかわるものか否かの判断が適切になされているか、或いは、規制にかかわる法律について一定期間経過後見直しを行うべきか否かの判断が適切になされているか等の観点から、各府省庁より報告された「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」の内容の妥当性を検証のうえ適宜意見を述べるとともに、各府省庁が行う具体的な見直し作業について規制改革の観点からフォローアップを行う。</p>	重点・横断(1)	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p> <b>b</b> 規制改革会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別記(2)の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、別記(2)の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。 </p> <p> <b>ア</b> 平成18年度において、各府省庁は、別記(2)における、私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類にしたがい、規制にかかわる個々の通知・通達等の分類を進めた。 </p> <p> この規制にかかわる通知・通達等の分類については、各府省庁において、毎年12月末日までに、新規のものの追加、既存のものの見直し等を行い更新し、その結果を見直し推進機関に報告する。見直し推進機関は、この過程において、分類が適切であるか、府省庁間で横断的な統一が図られているか等の観点から、必要に応じ、報告された分類結果を審査し、所管府省庁に対し必要な再検討を要請する。 </p> <p> <b>イ</b> 結果の公表について </p> <p> 「外部効果」を有すると分類された規制にかかわる通知・通達等の名称等を各府省庁のホームページ等に公表し、これ以外の規制にかかわる通知・通達等については「外部効果」を有しないと各府省庁が考えていることを明示する等の方法により、個々の規制にかかわる通知・通達等が「外部効果」を有するか否かが国民に明らかになることは、規制の透明性確保の観点から国民にとって有益であると考えられる。 </p>	重点・横断(1)			

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>このため、毎年度末までに、上記の分類の見直し結果等を公表する。平成18年3月31日基準の分類の状況については、見直し推進機関において調査のうえ平成18年度末に規制改革会議のホームページにおいて公表を行った。平成19年度以降の見直し結果・分類結果等の状況の公表の方法等については、規制にかかわる通知・通達等のうち、行政手続法に定める審査基準・処分基準、及び、これら審査基準・処分基準以外で外部効果を有するものを、国民にわかりやすい形で公表する方向で平成19年末までに検討を行い、結論を得る。</p>				

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
見直し推進 の体制 (内閣府) (各府省庁)	<p>一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力に推進するため、以下に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>a 一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しについては、以下に基づき、必要な措置を講ずる。</p> <p>ア 各府省庁は、規制にかかわる法律(その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下同じ。)の新設・改正にあたり、法律案を作成する際には、別記(1)における一定期間経過後の規制の見直し基準に基づき、一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項を盛り込む。</p> <p>イ 各府省庁はこの規制にかかわる法律一覧において設定した、見直し年度において、別記(1)における一定期間経過後見直し基準にしたがい、関連する規制(法規命令、通知・通達等を含む)の見直しを行う。</p> <p>ウ 見直し推進機関は、総務省の協力を得て、項目 aイの見直し一覧作成や一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しの実施状況をフォローアップするとともに、適時報告の徴収、意見表明を行う。</p> <p>b 規制にかかわる通知・通達等の見直しについては、別記(2)の基準にしたがい、以下の要領で、見直しを推進する。</p> <p>また、各府省庁は、新たに規制にかかわる通知・通達等を制定・発出しようとする場合、同見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行う。</p>	重点・横断(1) 〔計画・基本ア〕	逐次実施		

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>ア 各府省庁は、別記(2)における見直し基準に基づく通知・通達等の見直しを、根拠となる法律が見直し中である等通知・通達等の見直しに特段の支障がある場合を除き平成23年度末までに完了するものとし、平成18年度に引き続き平成19年度以降、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。</p> <p>イ 各府省庁は、平成19年度以降、毎年12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果、その他各府省庁が追加的に行った通知・通達等の見直し結果、及び、最新の通知・通達等の分類結果を見直し推進機関に報告する。</p> <p>ウ 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については平成19年度以降、毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。</p> <p>c 平成19年度から平成21年度までは、当面規制改革会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。なお、その後の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成21年度末までに検討し、決定する。</p>				

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

意義

この基準は、制度の新設・改正後一定の期間が経過した規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制については、時代に即応して、廃止、緩和等の改革が必要かどうかを個々の規制について、従来どおり積極的に見直し、規制改革を推進していくべきである。

見直しの対象

見直しの対象となる「規制」の範囲は、第２次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとし、次の形式により制度化されたものを、見直しの対象とする。

- ( ) 法律（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下の（ ）から（ ）についても、同様の趣旨に照らして適当でないものを除く。）
- ( ) 政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）
- ( ) 通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のもの（この基準において、「通知・通達等」という。）で、私人に対する「外部効果」を有するもの
- ( ) 通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの

見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入ないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

- ( ) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ( ) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
- ( ) 検査の民間移行等規制方法の合理化
- ( ) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- ( ) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- ( ) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- ( ) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- ( ) 規制制定手続の透明化
- ( ) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

なお、規制にかかわる通知・通達等については、上記の見直しの視点とあわせて、「規制改革・民間開放3か年計画(再改定)」「平成18年3月31日閣議決定」(以下「3か年計画(再改定)」という。)に盛り込まれている、その私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類ごとの基準にしたがい、見直しを推進する。

#### 見直しの「期間」の設定

一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項(この基準において、「一定期間経過後見直し条項」という。)を盛り込む際の「期間」の設定については、以下の基準にしたがい設定するものとする。

( ) 「5年」を標準とし、それより短い期間となるよう努める。

( ) 制度見直しのための検証に時間のかかる規制については、可能な限り「10年」を上限として設定する。

なお、一定期間経過後に見直しを行う際には、次回の見直しを行うまでの「期間」を設定するものとし、以後もこの例によるものとする。

#### 法律の一定期間経過後見直し

法律については、( ) 新たに法律を制定する場合、( ) 既存の法律の附則等に一定期間経過後見直し条項がある場合、および( ) 既存の法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

( ) 規制にかかわる法律の新設に当たっては、法案作成時に前述の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

( ) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項があるものについては、当該見直し条項にしたがい見直しを行う。その際、前述の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

( ) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項がないものについては、法律改正の際に前述の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

#### 法規命令の一定期間経過後見直し

法規命令については、( ) 法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、及び( ) 法規命令自体及び根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

( ) 規制にかかわる法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

( ) 規制にかかわる法規命令のうち、法規命令自体および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

### 「外部効果」を有する通知・通達等の一定期間経過後見直し

私人に対する外部効果を有する通知・通達等については、( )通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および( )通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- ( )規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- ( )規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

### 「外部効果」を有しない通知・通達等の定期的見直し

私人に対する外部効果を有しない通知・通達等については、( )通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および( )通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- ( )規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行うよう努める。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。
- ( )規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行うよう努める。その際、前述の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

### 見直し結果および理由の公示

一定期間経過後に見直しを実施した場合、その結果および理由をホームページ等で公示する。特に、見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

《通知・通達等法令以外の規定に基づく規制に関する見直し基準》

意義

この基準は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制について無条件に是認するものではなく、廃止、緩和等の改革が必要と考えられる個々の規制については、従来どおり積極的に規制改革を推進していくべきものである。

見直しの対象

見直しの対象となる「通知・通達等」とは、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）以外のもので、規制に関わるものをいう。なお、ここでいうところの「規制」とは、第２次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとする。

通知・通達等の私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類

通知・通達等は、私人に対する「外部効果」のあるものとして、(i) 行政手続法に定める審査基準・処分基準、(ii) 私人に対する「外部効果」があるもののうち、上述の審査基準・処分基準に該当しないものと、(iii) 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に分類でき、それぞれについて見直しの基準を定めるものとする。

ここでいう「私人に対する外部効果を有する」とは、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったような、私人に対する「外部効果」を有することを意味する。すなわち、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めるものである。

「審査基準・処分基準」として取り扱うべきものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、法令で定めるか、当該規定を廃止する等の見直しを行う。
- (イ) 審査基準・処分基準のかたちで定めることとするものについては、原則として所管府省名又は大臣名で制定・発出する（ただし、行政手続法における審査基準・処分基準の制定主体である「行政庁」に該当するものについては、当該「行政庁」名で制定・発出することを妨げない）。
- (ウ) 通知・通達等のうち、申請により求められた許認可を行うか否か、不利益処分を行うか否かの判断に影響を与えるものについては、行政手続法に規定する審査基準・処分基準として取り扱う。

また、これらの制定・発出の際、当該通知・通達等の名称に「審査基準」「処分基準」という名称を使用する。

(エ) 審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する。

「審査基準・処分基準以外の基準」に該当するものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、当該規定を廃止する等の見直しを行う。

(イ) 私人の混乱を招かないよう、当該基準は制定・発出時点で行政が最適と考える法令解釈・運用等の標準であることを、通知・通達等に明記する等の措置を講ずる。

(ウ) 審議会や検討会といった第三者機関による検討、意見公募（パブリック・コメント）等の手続を経るなど、基準の合理性、透明性が確保されているかどうかを確認し、確保されていない場合には、当該手続を実施する等の必要な措置を講ずる。

「私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等」の見直しの基準

ア 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に該当すると考えられるものには、様々な形式のものがあるが、その典型例として、その性格に着目し、以下のとおり分類されるものがある。

(ア) 行政指導指針：同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

(イ) 技術的助言・勧告：地方公共団体の事務について、地方自治法第245条の4の定めに基づきなされる技術的な助言又は勧告

イ 地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告として制定・発出されているもののうち、全国一律で法的義務付けを行う方が私人にとって望ましいと考えられるものについては、法令で定めるよう、見直しを行う。

ウ 私人に対する外部効果を有しないことを明確にするため、行政指導指針に該当するものについては「行政指導指針」、技術的助言・勧告に該当するものについては「技術的助言・勧告」との表現を明記し、それが外部効果を有しないことを平易な言葉で説明するよう、見直しを行う。

複数の分類に該当する内容を含む通知・通達等については、原則として「審査基準・処分基準」に関する見直し基準を適用し、「審査基準・処分基準」を含まないものは原則として「審査基準・処分基準以外の基準」に関する見直し基準を適用するものとする。併せて、ひとつの通知・通達等の中の各要素が上記分類のいずれに該当するかについて、当該各要素の冒頭に明記するものとする。

イ その他

事項名	措置内容	前計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
民法の改正 について (法務省)	民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があるから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む作業を実施する。	重点・横断(2)	措置		
規制改革の効果分析・評価手法についての検討 (内閣府)	内閣府は、これまで累次にわたり策定されてきた規制改革(緩和)推進のための3か年計画に基づき、規制改革に関する国民の関心と理解を深めるため、政府における規制改革の推進に関し、規制改革による需要拡大効果、生産性向上効果、雇用創出効果、物価引下げ効果等の経済効果につき数量的な分析を行ってきたところであるが、今後ともこうした分析を積極的に行い、その成果を国民に分かりやすい形で毎年度公表する。 また、それらの数量的な分析については、政府における規制改革の取組が一層効率的かつ効果的なものとなるよう、分析可能な手法を見極めつつ、例えば政府における規制改革の調査審議事項についても行うなど、政府部内で連携を図りつつ進める。	重点・横断(2)	逐次実施		